

円山川下流域・周辺水田

まるやまがわかりゅういき・しゅうへんすいでん

兵庫県豊岡市



①河川・水田・人工湿地など多様な湿地が集まる円山川下流域

[登録番号] 2055

[登録年月日] 2012年7月3日(2018年10月18日拡張)

[面積] 1,094ha

[湿地のタイプ] E:砂、礫、中礫海岸、F:河口域、M:永久的河川、2:湖沼、3:灌漑池

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区、国立公園特別地域、河川区域

[国際登録基準] 2、8

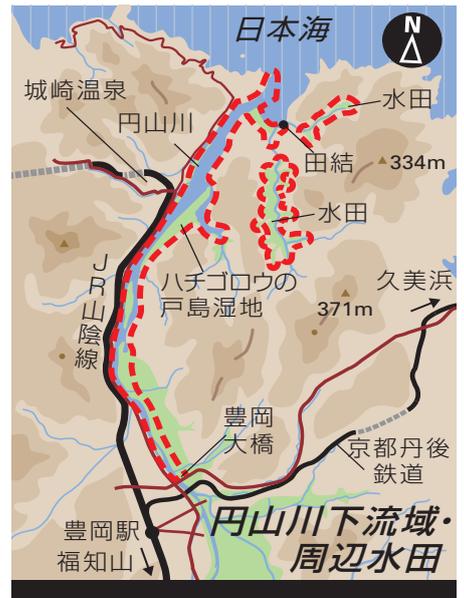
湿地の概要

兵庫県の北東部に位置する豊岡市に広がる「円山川下流域・周辺水田」。市内を流れる円山川の下流域は、川底の高低差が小さく、水の流れは緩やかで、その水面は池沼と見間違えう程である。一方で、水はけの悪さから周辺はたびたび洪水や冠水の被害を受けてきた。円山川は人の暮らしと密接な関係があり、環境保全と治水を両立させようと、さまざまな取組が行われている。

国土交通省によって自然再生事業が進められ、河川内に多くの浅瀬や湿地が創

出、再生された。また、支流である出石川いずしかわとの合流点付近には、生きものと人が共生する象徴的な場所として「加陽湿地かや」が整備された。

県と市が整備した人工湿地「ハチゴロウの戸島湿地としま」、休耕田を活用して住民がつくったビオトープや水田など、河川の周辺には多様な湿地が配置され、エリア内では「コウノトリ野生復帰」をキーワードに、多様な主体が連携し、地域をあげての湿地保全活動が行われている。



湿地にかかわる動植物

コウノトリは、体長が約1.1m、翼を広げると2mにもなる大型の鳥である。主に川の浅瀬や水田などの湿地を好み、魚やカエル、水生昆虫などの小動物を主食としている。

かつては日本各地で見ることができたが、生息環境の悪化によって1971年に一度絶滅してしまった。絶滅に先立つ1965年から、豊岡では野外のコウノトリを捕獲して人工飼育に取り組み始めたものの、繁殖は失敗の連続。1989年、飼育開始から25年目にようやく初めてのヒナが誕生した。人里で暮らしていたコウノトリを野生復帰させるには、私たちの暮らし

に、彼らを受け入れる豊かな環境(自然と文化)が再生されている必要があった。農業や教育、観光などの様々な分野での取り組みを積み重ね、2005年には初の放鳥が行われた。その後、野外での繁殖も進み、2023年1月末時点で300羽を超えるコウノトリが国内の野外に生息している。円山川下流域やその周辺では多くのコウノトリを見ることができる。



③水田を飛ぶコウノトリ



②国土交通省の自然再生事業によって整備された加陽湿地

保全・管理の取組

ラムサールエリア内に開設しているハチゴロウの戸島湿地と加陽水辺公園では、CSR活動などにより湿地の保全管理を行っているほか、環境教育の場として利用されている。

ハチゴロウの戸島湿地では、湿地をコウノトリの生息地として機能させるほか、湿地管理技術の確立のため「見直し改良」を行いながら湿地管理を行っている。海に近く汽水域と淡水域を有するハチゴロ

ウの戸島湿地には、多様な生きものが生息できる環境が広がっており、湿地内の人工巣塔はコウノトリが安心して繁殖できる場所となっている。

加陽水辺公園は、地元地域や行政が連携して湿地の保全・活用を行っている。また、加陽湿地に隣接し里山にも近いため、山から川までの一体的な利活用に取り組んでおり、敷地内では地域の人々の交流事業や自然体験事業が行われている。



④CSR活動による湿地保全の取組みが行われている

ワイズユースの取組

水田は、コウノトリの生息を支える重要な湿地である。豊岡市では、おいしいお米とたくさんの生きものを同時に育む「コウノトリ育む農法」が広がっている。「コウノトリ育む農法」は、農薬や化学肥料に頼らないことはもちろん、特徴的な水管理によって、多様な生きものを育む農法である。この農法で生産されたお米は、安全・安心なお米として多くの人から愛されている。水でつながる豊かな自然と、「水田」に代表される人間の暮らしがあることで、さま

ざまな生きものが存在し、コウノトリも暮らしていくことができている。

また、コウノトリの飛来をきっかけに、休耕田を生きもののための湿地として再生する活動が始まった田結区では、地元の女性らによって湿地を案内する「案ガールズ」が組織されるなど、地域の生物多様性を活かしたツーリズムも広がっている。



⑤「コウノトリ育む農法」で栽培されたお米

関連自治体

豊岡市役所 ☎0796-23-1111

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類:魚、エビ、カニ、貝類

円山川下流域・周辺水田(まるやまがわかりゅういき・しゅうへんすいでん)

発行:環境省自然環境局野生生物課 編集協力:日本国際湿地保全連合 デザイン:安部彩野デザイン事務所

写真提供:豊岡市(①③④)、国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所(②)、JAたじま(⑤)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03